

第10章 災害復旧・被災者援護計画

この章は、被災した町民生活の早期回復と地域経済の復旧支援を図るために講じる措置について定めたものです。また、被災した公共施設等の復旧に必要な財源確保のため、国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業について示したものです。

第1節 災害復旧計画	10-1
第1 実施責任者	10-1
第2 復旧事業計画	10-1
第3 災害復旧予算措置	10-1
第4 激甚災害に係る財政援助措置	10-2
第2節 被災者援護計画	10-3
第1 罹災証明書の交付	10-3
第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供	10-3
第3 融資・貸付等による金融支援	10-5
第4 災害義援金の募集及び配分等の各種支援対策	10-5
第5 相談所の開設	10-7
第6 被災者生活再建支援法に基づく支援	10-7

第 1 節 災害復旧計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第 1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第 2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

（１）公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地滑り防止施設
- オ 急傾斜地崩壊防止施設
- カ 道路
- キ 下水道
- ク 公園

（２）農林水産業施設災害復旧事業計画

（３）都市施設災害復旧事業計画

（４）上水道災害復旧事業計画

（５）住宅災害復旧事業計画

（６）社会福祉施設災害復旧事業計画

（７）公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

（８）学校教育施設災害復旧事業計画

（９）社会教育施設災害復旧事業計画

（１０）その他災害復旧事業計画

第 3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、概ね別表（北海道地域防災計画資料編 9－5「事業別国庫負担等一覧」）のとおりである。

第 4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第 2 節 被災者援護計画

第 1 罹災証明書の交付

(1) 北海道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする」とされている。

なお、道は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

(2) 倶知安町

ア 町長は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の現場調査等を要する罹災証明書または罹災状況を町長に届け出た事実を証明する罹災届出証明書（以下、「罹災証明書等」という。）の交付の体制を確立する。

イ 町長は、当該地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査又は審査し、罹災証明書等を交付しなければならない。なお、証明に関する要領は、「倶知安町罹災証明書等交付要綱」に定める。

ウ 町は、効率的な罹災証明書等の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

エ 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

オ 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(3) 消防機関

ア 町長は、罹災証明書等のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

イ 消防事務の共同処理に関して町が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書等の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書等の交付を行うものとする。

第 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

ア 町長は、当該地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供すること に被災者本人が同意している場合には、その 提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	シ (サ)の提供先に台帳情報を提供した場合には、 その旨及びその日時
エ 住所又は居所	
オ 住家の被害その他町長が定める種 類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続におけ る特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合 には、当該被災者に係る個人番号
カ 援護の実施の状況	
キ 要配慮者であるときは、その旨及 び要配慮者に該当する事由	
ク 電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要 と認める事項
コ 罹災証明書等の交付の状況	

(ア) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(イ) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、町や道に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

(ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

(ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

(ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲

(エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

(オ) その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

ウ 町長は、(2) の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号（本節第 2 の (1) のス）を含めないものとする。

第 3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子父子寡婦福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害弔慰金
- (5) 災害障害見舞金
- (6) 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- (7) 災害復興住宅資金
- (8) 農林漁業セーフティネット資金
- (9) 天災融資法による融資
- (10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- (11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第 4 災害義援金の募集及び配分等の各種支援対策

被災者の生活支援のため、町（全対策部）及び関係機関は、義援金の配分、法令等による各種の支援を行う。

(1) 義援金の配分（財務班・民生班）

災害時には、全国から善意の義援金が多く寄せられることが予想される。町（財務班・民生班）は、寄せられた義援金の配分を公正・適正に実施するため、日本赤十字社北海道支部、倶知安町社会福祉協議会等の関連機関と協力して、義援金の募集、配分を行う。

ア 義援金の募集

町（財務班・民生班）は、道、日本赤十字社北海道支部、倶知安町社会福祉協議会等の関連機関と協力して、義援金の募集方法、募集期間を定める。

また、町（企画広報班）は報道機関等を通して広く義援金協力の呼びかけを行う。

イ 義援金の配分

町（財務班・民生班）は、倶知安町義援金配分委員会を組織し、善意の義援金が公正かつ適正に被災者に配分されるよう努める。

倶知安町義援金配分委員会は、町（財務班）を事務局とし、倶知安町社会福祉協議会、商工会議所、農協等の町内経済団体他、町民の代表から組織する。

義援金配分委員会は、被害の状況を考慮して配分対象者及び配分額の基準を定めるとともに、委員会名を以て報道機関等を通して配分基準を広報する。

町（民生班）は、配分委員会が定めた基準に従って配分対象者に義援金を配分する。

(2) 納税の猶予及び減免（税務班）

町（税務班）は、被害の状況に応じて被災した町民の納税期限の延長、猶予、減免等の措置をとるとともに、道及び国に対しても同様の措置をとるよう請願を行い、被災者の税負担が軽減されるよう努める。

(3) 国民健康保険料の減免及び年金保険料の免除等（保健衛生班）

町（保健衛生班）は、被害の状況に応じて、国民健康保険料及び国民年金保険料（厚生労働省令で定める事由があるとき）の支払いが困難な者に対し、減免等の措置を行う。

(4) 職業のあっせん（商工班）

町（商工班）は、岩内公共職業安定所倶知安分室と協力して、災害により職を失った町民の実態を調査し、必要に応じて、早期の再就職を促進するための措置をとる。

岩内公共職業安定所倶知安分室は、町内外の求人・求職情報を速やかに把握し、職業相談窓口を設置し、町民に情報提供を行うとともに職業のあっせんを行う。

(5) 経済的支援

ア 被災町民への支援

町（財務班・民生班）は、被災により生活が困窮する町民等に対し、次の貸付資金等のあっせんを行う。

資 金 名	備 考	関 係 法 令 等
災 害 弔 慰 金	災害によって死亡した被災者の遺族に災害弔慰金、身体に障害を受けた被災者に災害障害見舞金を支給する。	災害弔慰金の支給等に関する法律
災害援護資金	災害救助法が適用された災害において、世帯主が負傷、または、住宅や家財に被害があった場合に貸付を行う。	
母 子 ・ 寡 婦 福 祉 資 金	母子家庭の経済的自立や生活安定の助長と扶養している児童の福祉増進を図るため無利子又は低利で資金の貸付を行う。	母子及び寡婦福祉法
生活福祉資金	低所得者、高齢者、身体障がい者に対して貸付を行う。	生活福祉資金貸付制度要領
災害復興住宅資金	住宅金融支援機構が指定した災害で被害をうけた住宅の所有者で自ら居住するか、被災者のために建設・購入・補修する場合に貸付を行う。	独立行政法人住宅金融支援機構法

イ 被災事業者への支援

町（商工班・農林班）は、被災事業者に対し、次の経済支援対策を行う。

種 類	担 当 班	支 援 の 概 要
中小企業への融資	商工班	設備資金、運転資金として災害対策緊急融資を行う。
農業等への融資	農林班	株式会社日本政策金融公庫などからの融資を行う。

(6) 見舞金の支給

町は、住民が火災または風水害により被害を受けた場合に当該被災者に対して、「倶知安町災害見舞金支給要綱」により見舞金を支出するものとする。

第 5 相談所の開設

(1) 相談所の開設（全対策部）

町（全対策部）は、被災者からの幅広い相談に応じるため、町役場及び必要に応じて避難所等に速やかに相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

町（全対策部）は、相談所を開設したときは、報道機関や掲示板等を通じて被災者及び町民に周知し、相談所の積極的な利用を促進する。

(2) 相談事項

相談所では、被害の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

生活相談	各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要介護者への対応、租税及び各種保険料等の特例措置及び公共料金等の特例措置 等
職業相談	職業の斡旋
金融相談	各種商工業資金及び農林漁業資金の利用
住宅相談	住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び仮設住宅

第 6 被災者生活再建支援法に基づく支援

被災者生活再建支援制度の概要は以下のとおりである。

(1) 制度の対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村

イ 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した町

ウ 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した道

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）

オ ア～ウの区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）

※エ及びオの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く 5 年間の特例措置）

(2) 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる

（※世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3 / 4 の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2)アに該当	解体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の 再建方法	建築・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で 200 (又は 100) 万円

(4) 支援金の支給申請

申請窓口	市町村
申請時の添付書面	ア 基礎支援金: 罹災証明書、住民票等 イ 加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等)等
申請期間	ア 基礎支援金: 災害発生日から 13 月以内 イ 加算支援金: 災害発生日から 37 月以内

(5) 基金と国の補助

- ア 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給(基金の拠出額: 600 億円)
- イ 基金が支給する支援金の 1/2 に相当する額を国が補助